

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の骨子（案）

鎌倉市の将来都市像

「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」

将来都市像の実現に向けた将来目標

- 将来目標1：人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち
- 将来目標2：歴史を継承し、文化を創造するまち
- 将来目標3：都市環境を保全・創造するまち
- 将来目標4：健やかで心豊かに暮らせるまち
- 将来目標5：安全で快適な生活が送れるまち
- 将来目標6：活力ある暮らしやすいまち

基礎条件（基本構想の基礎的な指標）

- 1 人口
- 2 土地利用
- 3 環境

計画の推進に向けた考え方

- 1 市民自治
- 2 行財政運営
- 3 防災・減災
- 4 歴史的遺産と共生するまちづくり

施策体系

別紙のとおり。

1 基礎条件

3 人口

4 現状と課題

5 本市の人口は昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて大きく増加した後に、昭和 62(1987)
6 年 9 月の 176,489 人をピークに減少傾向を続け、一時は 16 万人台となっていました。平
7 成 14(2002)年からは再び増加に転じ、平成 30(2018)年 10 月 1 日現在で 172,306 人と 17
8 万人台を維持しています。しかし、現在作成中の「人口推計」によれば、本市の将来人口は、
9 平成 37(2025)年には 166,394 人となり、平成 72(2060)年には 134,332 人にまで減少す
10 ることが予測されています。

11 平成 27(2015)年と平成 37(2025)年の人口を対比すると、0～14 歳の年少人口は 2,736
12 人減少し 17,899 人(10.8%)に、15～64 歳の生産年齢人口は 3,736 人減少し、95,670 人
13 (57.5%)に、65 歳以上の老年人口は 153 人減少し 52,825 人(31.7%)になることが推計さ
14 れており、少子高齢社会が進行することが予測されます。

15 また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが(精査中)、1 世帯あたりの人数の減少
16 の傾向が見られ、家族類型別にみると、特に高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦
17 と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

18 年齢構成バランスが崩れ、地域のさまざまな活動を支える人口が減少すると、健全なコミ
19 ュニティが損なわれるとともに、地域活力の低下や税収の減少などが生じます。そのため、
20 人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。また、
21 定住人口以外の人口構成要素として、本市へは年間約 2,000 万人超の観光客(平成 29(2017)
22 年鎌倉市統計)の来訪があります。また、1 日約 45,000 人の就業者・通学者(平成 27(2015)
23 年国勢調査)の流入があり、本市の活力とにぎわいを支えています。観光客がまちのにぎわ
24 いに寄与している一方、それに伴う交通渋滞といった影響もあり、市政運営を行うにあたっ
25 ての課題となっています。

27 基本方針

28 本市の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれていますが、将来に向け地域の特
29 性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮
30 し、総人口の緩やかな減少にとどめます。

31 雇用の創出など「働くまち鎌倉」の実現を目指し、また、出産・子育てとひととの両立を
32 前提とした支援を進めることにより、多くの歴史的遺産や、豊かな自然環境に恵まれたま
33 ちで働き、暮らすという新しいライフスタイルが定着することで、特に、若年ファミリー
34 層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進をめざします。

35 鎌倉のさらなる魅力を発信することにより、観光客を中心とする交流人口から、地域や地
36 域の人々と多様に関わる関係人口へ繋げ、さらには定住人口の増加をめざします。

37 さらに厳しい財政状況が見込まれるなか、長寿社会に対応した高齢者の方々の自立促進
38 を図る施策の推進や、地域のなかで助け合う共助を促進していきます。

39

40 土地利用

41 現状と課題

42 約 3,953 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタールが市街化区域、約 1,384 ヘクタ
43 ルが市街化調整区域となっています。また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措
44 置法（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）による指定区域（歴史的風土保
45 存区域）が約 989 ヘクタール（このうち歴史的風土特別保存地区が約 573.6 ヘクタール）、
46 加えて、首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）による指定区域（近郊緑地保全
47 区域）が約 294 ヘクタール（このうち近郊緑地特別保全地区が約 131 ヘクタール）、都市緑
48 地法（昭和 48 年法律第 72 号）による特別緑地保全地区が 11 箇所、約 49.4 ヘクタールあ
49 り、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。この区域の多くは緑地で市街地を分節化する
50 都市構造となっており、古都としてのまちのたたずまいを醸し出す重要な要素となってい
51 ます。

52 具体的な土地利用として、住宅系用地は河川周辺や海浜部に向けて広がりを見せる平坦
53 地域と、谷戸地形を利用した古くから住宅が建ち並ぶ地域、丘陵を宅地開発することにつ
54 くり出された地域などで市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。そのほか、観光の拠点とな
55 る地域、農業、漁業、工業、商業のそれぞれの特性により土地利用されてきた地域等で構成
56 されています。

57 一方、高度経済成長期に開発された計画開発住宅地では、居住者の一斉高齢化により、空
58 き地・空き家など、空洞化が進んでいます。また、工業系土地利用では、大船、深沢地域で
59 大規模な工場用地が住宅（マンション等）へと土地利用転換が行われるなど産業構造の維持
60 が課題となっている一方、情報通信業など鎌倉のまちにあった新たな業種が集積しつつあ
61 ります。都市構造の維持とともに、都市機能の強化を図りつつ、周辺の状況に合った適切な
62 土地利用が求められています。

63 市民の日常生活や生産活動の重要な基盤である市域は、将来の世代へ継承する貴重な資
64 源です。地域の歴史的・自然的な特性を十分に生かすとともに、周辺景観との調和や活力あ
65 るまちづくりを進めるため、規制と誘導のもとに総合的かつ均衡のとれた土地利用を行っ
66 ていく必要があります。

67

68 基本方針

69 本市の最大の特徴である歴史的遺産や文化資源とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全
70 しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展
71 を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

72 豊かな自然や歴史的遺産を有し、鎌倉らしさを継承する地域や、深沢地域など都市基盤を

73 強化する地域、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き
74 出す土地利用を図ります。

75 鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として深沢地域は、次世代のまちづくりを見据
76 えた社会インフラや多様な機能の導入により、Society 5.0を実装したまちづく
77 りを進めます。そして、深沢地域のみならず、鎌倉駅・大船駅周辺をはじめ、鎌倉市全域
78 の持続可能なまちづくり（スマートシティ化）を牽引し、働くまち鎌倉、住みたい・住み
79 続けたいまち鎌倉の実現をめざします。

80 腰越駅周辺や玉縄地域は、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにし、海浜部は
81 鎌倉らしさを回復し、その魅力を高めていきます。

82 新たに立地適正化計画を定め、住居や都市の生活を支える機能の誘導により、市街地の空
83 洞化を防止します。

84 東日本大震災を踏まえ、津波対策、避難対策などを考慮し、災害に強い安全・安心なまち
85 の実現を図ります。

86 利用区分ごとの方針

87 新たな土地利用の誘導も含め、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異な
88 る土地利用の調和のとれた配置を実現します。また、良好な市街地環境が形成されるよう、
89 必要な市街地整備を図り、市民生活の向上をめざした整備を行います。

90 (1) 住宅系土地

91 住宅都市としての鎌倉の特性を継承し、さらに磨きをかけるため、住宅系土地 利
92 用の維持、良好な住環境の保全・創造に重点を置きます。また、長寿社会を迎え、
93 住みなれたまちにいつまでも安心して住み続けられるような住環境を実現します。
94 さらに、空き家等を有効活用し、新たな居住者や地域に求められる機能を誘導する
95 ことで、地域の活性化を図ります。

96 (2) 商業・工業系土地

97 市民へのサービスの提供、都市としての性格や税収のバランスの維持、職住近接の
98 実現を図るため、商業や工業系土地利用の維持を図るとともに、適切な土地利用へ
99 の誘導を図ります。また、観光都市としての性格も考慮し、観光施設や文化施設等、
100 鎌倉を楽しむための土地利用を誘導します。

101 (3) 農地

102 関谷・城廻地区に広がる農地と市内各所に点在する農地について、都市農業
103 として地域に即した農業の振興を図るため、限りある優良農地を確保するととも
104 に、高齢化や担い手不足により遊休化する農地の解消対策に努めます。また、鎌
105 倉市の都市環境形成上の貴重な緑地空間としても位置づけ、保全を図ります。

106 (4) 緑地

107 鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地（主に市街化調整区域）、都
108 市計画法（昭和43年法律第100号）、古都保存法、首都圏近郊緑地保全法等の法

109 規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の
110 一団の緑地については、都市緑地法に基づき策定した「鎌倉市緑の基本計画」に基
111 づいて、保全・活用を図り、適正な管理や支援に努めます。

112 (5) 海岸・河川

113 海岸については、市民の安全で快適なレクリエーションの場や沿岸漁業推進の基
114 盤としての位置づけにも留意して保全を図ります。河川については、治水を基本と
115 し、それぞれの河川の持つ特性を生かしながら市民の親しめる水辺空間として、景
116 観の保全や浄化の推進など系統的な整備を図ります。また、海岸では津波対策、河
117 川では津波遡上や大雨による浸水等の対策など、防災力強化に努めます。

118 (6) 道路

119 道路は、都市の骨格を形成する施設であり、単に交通の利便を目的とするだけでな
120 く、都市空間及び防災空間としての多面的機能を併せ持つことから、市民が安全で
121 快適な生活を送れるよう整備を図ります。特に、鎌倉地域においては、地形や観光
122 地としての特性に配慮し、慢性的な交通渋滞の対策を進めます。

123

124 **環境**

125 **現状と課題**

126 歴史的遺産とこれらを取りまく自然的環境は、鎌倉の個性であり資源です。昭和 35(1960)
127 年頃からの急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が
128 集結した日本初のナショナルトラスト運動は、古都保存法制定の契機となりました。その後、
129 平成 8 (1996) 年には全国に先がけて「鎌倉市緑の基本計画」を策定するなど、さまざまな
130 緑の保全施策を推進し、長年の課題であった三大緑地(広町・台峯・常盤山) の保全への道
131 筋をつけ、「緑地の保全」「都市公園の保全」「緑の創造」に取り組み、市民との連携した緑
132 の環境づくりを進めてきました。これにより、本市は「緑の量」を確保しようとする時代か
133 ら、「緑の質」を充実に転換期し、生物多様性保全や低炭素都市づくりの考え方に沿って、
134 緑の質の充実に努めています。

135 このように、本市では、市民が環境保全のために自発的に行動してきたという長い伝統が
136 培われており、市内には環境保全活動に取り組む団体が数多く存在し、自ら行動する鎌倉の
137 良き伝統が受け継がれています。また、景観形成に関する意識も高く、より住みやすく、古
138 都としての風格や賑わいのある市街地の景観形成などを進めるため、景観地区や高度地区
139 の指定など、地域の特性を生かした都市景観形成に取り組んでいます。

140 本市では、ごみの減量・資源化を推進するため、平成 2 (1990) 年度から「ごみダイエッ
141 ト運動」を展開し、平成 8 (1996) 年 11 月には、「ごみ半減都市宣言」を行いました。

142 平成 9 (1997) 年度からは、家庭からの廃棄物の 5 分別収集(燃やすごみ、燃えないごみ、
143 資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ) を開始し、さまざまな分別収集・資源化を他市に先
144 がけて取り組み、市民の方々の理解と協力のもと、積極的に資源の再生利用を進めてきまし

145 た。その結果、環境省が発表しているリサイクル率は、全国トップレベルを維持しています。
146 家庭系ごみについては、平成 27(2015)年1月から製品プラスチックの分別収集を、また
147 同年4月からは家庭系燃やすごみ、燃えないごみの有料化を開始し、ごみの減量を進めると
148 ともに、平成 30(2018)10月には、「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、レジ袋やプラス
149 チック製ストローの利用廃止などの取組を進めています。しかしながら、本市の一人あたり
150 のごみの排出量は、県内市町村の中でも多く、大量生産・大量消費というライフスタイルを
151 見直すことが求められており、さらに廃棄物の排出を少なくするよう工夫し、廃棄物の発生
152 抑制とともに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の構築を進めていかなければ
153 なりません。

154 本市は、国際観光都市として栄え、現在では全国・世界各地から年間延べ2,000万人超の
155 観光客が訪れ、まちのにぎわいを与えています。その反面、来訪者が増加することで、交通
156 渋滞による大気汚染や騒音の増加、ごみのポイ捨てなどによる問題などのさまざまな環
157 境問題に対する施策を講じています。

158 こうした先駆的な取組により守られてきた、本市の豊かな環境を次世代に継承していく
159 ためにも、緑やごみなどの問題を自らの課題として受け止め、さらに環境への負荷を軽減す
160 るためにライフスタイルを見直すなど、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組むこ
161 とが市民一人ひとりに求められています。さらに、再生可能エネルギーのさらなる普及啓発
162 などを通じ、化石燃料に依存したエネルギーの消費量を削減する生活や生産活動への切り
163 替えを意識する必要があります。

164 地域の環境保全の課題に加え、地球規模での環境問題への取組が、近年、ますます重要視
165 されています。現在の私たちの生活に起因する環境への負荷が気候変動による地球温暖化
166 の大きな要因となっており、これらの環境負荷は、将来にわたって地球環境に大きな影響を
167 及ぼす可能性があります。

168 平成 27(2015)年、持続可能な暮らしや社会を営んでいくための世界の共通目標として、
169 持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、本市も平成 30(2018)年6月に、国か
170 ら「SDGs 未来都市」の一都市として選定されました。

171 鎌倉市環境基本条例においても、「地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市
172 民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることか
173 ら、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない」としています。

174 私たちは、地球上のあらゆる人々が、また、将来の世代までもが良好な環境の中で生活す
175 ることができる社会を構築しなければなりません。

176

177 基本方針

178 人と自然、歴史的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、
179 環境基本計画等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。

180 国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。

181 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持し
182 ます。
183 歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化
184 の薫り高い歴史的文化的環境を確保します。
185 地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を計画に沿って保全
186 することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
187 野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かな
188 ふれあいを確保します。
189 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成
190 します。
191 地域の環境への関心が高まり、自発的な環境保全活動につながるよう、さまざまな施策に
192 取り組みます。
193 世界規模で進行する地球温暖化や東日本大震災を受けたエネルギー政策の転換を見据え、
194 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入を促進します。
195 放射性物質について、情報の収集と提供に努め、適切に対応します。
196 「SDGs 未来都市」として、持続可能なまちづくりを進めます。
197

198 計画の推進に向けた考え方

199

200 市民自治

201 現状と課題

202 本市は昭和48（1973）年に、市民の参加と連帯でつくる市民自治をめざし、鎌倉市民憲
203 章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

204 これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として
205 「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします」と掲げてい
206 ます。

207 また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組、特に
208 最近では、地域の課題解決に向けた取組も活発に行われています。平成30（2018）年12月
209 には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を制定し、市民活動や
210 協働の推進に向けた取組の更なる発展をめざしています。

211 さらに、近年の大災害を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動
212 や連帯意識の重要性が再確認されており、市民自治のより一層の推進が求められていま
213 す。

214 その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進展、ライフスタイルの変化
215 や多様化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域におけ
216 る人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が
217 高まっており、学校区単位や地域包括支援センターの担当地域単位など、日常生活に密着
218 した身近な地域コミュニティの構築が求められています。

219 高度経済成長期に宅地開発が行われ著しい高齢化が進む今泉台地域では、長寿社会に対
220 応したまちづくりとして、地域住民が主体となり、産官学民との連携によるエリアマネジ
221 メントの取組が進められています。特にリビングラボの活動や成果は、先進モデルとし
222 て、今後、他の地域での実践が期待されています。

223 地域活動の活性化、地域コミュニティの醸成は、地域の核となる人材の存在が不可欠で
224 す。この様な人材の育成とネットワーク化、また、地域活動に参加するきっかけづくりが
225 必要とされています。

226 市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関
227 する情報がわかりやすく、的確に提供される必要があります。

228 また、広聴活動への参加者は高齢者が多い傾向にあり、特に若い世代を始めとした、幅
229 広い市民の声を受け止めていくことが求められています。

230 さらに、最近では情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及
231 に伴い、行政による情報提供や市民ニーズを把握する手段が多様化しており、これらのサ
232 ービスを的確に使い分けた広報・広聴活動が課題となっています。

233 市民協働を担う、NPOなどの団体の構成員も高齢化が進み、市民との協働を継続して

234 進めていくためにも若者のまちづくりへの参画意識を高め、まちづくりに参画できる機会
235 を増やしていくことが必要になっています。

236 また、少子高齢社会が進行する中で、高齢者や障害者の見守り、障害のある児童を含め
237 た子育て支援を地域で担っていくためにも、それらを支える担い手づくりへの支援が求め
238 られています。

239 地域活動を活性化するために、自治町内会、ボランティア団体、当事者団体、事業者、
240 NPOなどの団体、行政などとの連携を強化するとともに、情報の共有化を進めることが
241 必要とされています。

242 市では、平成31（2019）年4月に、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、
243 市民一人一人がお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との
244 関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざしていま
245 す。共生社会の実現には、市だけではなく市民や事業者とともに、取り組むことができる
246 環境づくりが必要です。このため、いわゆる「社会的障壁」の解消について合理的配慮を
247 行うことができるよう体制整備を行うことが求められています。

248

249 **計画の推進に向けた考え方**

250 **市民自治の確立に向けた意識醸成と仕組みづくり**

251 市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を
252 推進するため、市民意識の醸成と実行するための仕組みづくりに取り組みます。

253 **地域コミュニティの活性化**

254 （１）地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの範囲や将来の姿を市民と
255 とともに検討し、地域の自主的な活動を推進します。

256 （２）地域コミュニティの特徴や課題を踏まえた、行政サービスのあり方について検討し
257 ます。

258 （３）地域コミュニティを形成する団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づく
259 りを行うとともに、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

260 （４）活動を担うリーダーの育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援しま
261 す。

262 **市民参画のための広報・広聴**

263 （１）見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を
264 活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよ
265 う、広報活動の充実に努めます。

266 （２）さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聴き取るとともに、行政情
267 報をわかりやすく提供して、政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との
268 合意形成を重んじます。

269 （３）一方的な情報提供だけでなく、若者を中心とした広聴活動の充実や市民の意見・要

270 望等の公表を積極的に進めていくとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サー
271 ビスを含めた、さまざまな手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努めま
272 す。

273 協働から共創によるまちづくりへ

274 施策の展開や事業実施にあたっては、市民・事業者・NPO・企業・教育機関など、多様
275 なステークホルダーとの対話を重ね、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サ
276 ービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざします。

277 地域福祉の推進

278 (1) 地域住民が中心となって、地域の生活課題を受け止め、解決するための見守り支え
279 合う地域づくりを支援します。

280 (2) 地域の福祉資源の有効活用を図る観点からも異世代間交流等を積極的に進めるとと
281 もに、子どもの時から福祉について学習し、ふれあいができる環境づくりに努めま
282 す。

283 (3) 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地
284 域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた包括的な支援・サービス提供体
285 制の構築をめざします。

286 共生社会の実現に向けた取組の推進

287 市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社
288 会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざし
289 ます。

290

291 行財政運営

292 現状と課題

293 本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で
294 最大の効果を挙げられるよう、平成 11 (1999) 年度からの「鎌倉行財政プラン」、平成 18
295 (2006) 年度からの「鎌倉行政経営戦略プラン」、平成 23 (2011) 年度からの「新鎌倉行政
296 経営戦略プラン」に続き、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までを計画期間と
297 する「第 4 次鎌倉市行革プラン(以下、「行革プラン」という)」を策定し、財政基盤の確立
298 や、選択と集中によるサービスの見直しの取組を推進するとともに、人材力の強化や組織力
299 の強化、協働の推進と民間や公的機関との連携強化に取り組んできました。

300 行革プランでは第 4 次職員数適正化計画を推進し、本市のあるべき組織体系を検討して
301 きましたが、職員の大量退職や採用職員の不足など将来的には必要な職員の確保が課題と
302 なることも予見されます。このため、多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体
303 制の見直しや一人ひとりの職員力の強化に取り組む必要があります。

304 しかしながら、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、人口減少に伴い歳入の根幹を
305 成す市税収入が減少傾向にあり、さらに少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て

306 施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費の増加傾向が見込
307 まれ、財政の硬直化が進んでいます。

308 また、高度経済成長期にその多くが整備された公共施設や道路、下水道など市民生活を支
309 える社会基盤施設は一斉に老朽化が進み、その維持管理経費は今後大きく増加が見込まれ
310 ることから、身の丈にあった、そして中長期的な視点を持ったマネジメントが必要です。さ
311 らに、深沢地域整備事業や同事業地への市役所本庁舎の移設など、将来に向けて必要な投資
312 も一定の財政負担が必要であり、持続可能な都市経営を行うには、様々な視点でのコストの
313 見直しを行い、財源確保に努める必要があります。

314 国においては、平成 26(2014)年 11 月に人口減少と少子高齢者会における的確な対応と
315 問題の克服を謳ったまち・ひと・しごと創生法が施行され、本市においても平成 28(2016)
316 年 3 月に鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まちづ
317 くり、ひとづくり、しごとづくりに関わる施策を展開し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住
318 み続けたいまち鎌倉」をめざした取組を進めてきました。また、平成 30(2018)年 6 月に
319 は、地方創生分野における日本の SDGs モデルとして、国から「SDGs 未来都市」の選
320 定を受け、持続可能なまちづくりの取組をさらに強化し、同年 7 月には F a b C i t y 宣言、
321 11 月にはパブリテック宣言を行う他、テレワーク・ライフスタイル研究会を発足するなど、
322 テクノロジーの進化に対応した新たな取組の基礎を築きました。

323 国は、SDGs と連動する官民を挙げた「S o c i e t y 5 . 0」の推進を掲げています。
324 第 4 次産業革命と呼ばれる AI や I o T による技術革新に対応した行財政運営が我々基礎
325 自治体にも求められています。行財政運営においても新たなテクノロジーを積極的に導入
326 し、S o c i e t y 5 . 0 の実装をめざすとともに、これまで培ってきた市民力・地域力な
327 どの鎌倉が誇る資源を生かしながら、新たな視点、そして、長期的な視点を持った取組を推
328 進することが求められています。

329

330 計画の推進に向けた考え方

331 行財政運営の最適化

332 (1) 市の事務や事業実施に係るコストを明確化し、必要な人材、予算を適正配置、配分
333 することで、行財政運営の最適化をめざします。

334 (2) 新たな事業を実施するにあたっては、真に市民が必要とする行政サービスに注力す
335 るため、証拠に基づく政策立案(E B P M)を推進することで、特に優先して取り
336 組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。

337 (3) 多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体制の見直しや一人ひとりの職
338 員力の強化に取り組みます。

339 さまざまなステークホルダーとの共創による行政運営

340 行政・市民・事業者・NPO 等のさまざまなステークホルダーとの共創関係を築き、市や
341 市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組を SDGs の目標やターゲットとあわせ

342 てわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。

343 **新たな事業手法・テクノロジーを積極的に導入した行政運営**

344 (1) P P P ・ P F I に加え、S I B (ソーシャル・インパクト・ボンド) など、新たな
345 民間活力や民間資金 (投資) の導入を推進します。

346 (2) 市民の利便性向上・生活の質の向上をめざし、A I や R P A 等のテクノロジーを積
347 極的に導入し、市役所業務の効率化とともに、申請事務の電子化や手数料支払の電
348 子化などを推進します。

349 **公共施設マネジメントの推進**

350 鎌倉市公共施設再編計画 (平成 27 (2015) 年 3 月策定) や鎌倉市社会基盤施設マネジ
351 メント計画 (平成 28 年 (2016) 年 3 月策定) に即し、施設の統廃合等を含む再編や維持
352 管理費用の平準化とともに、次世代への資産形成に取り組むなど、公共施設等のマネジメ
353 ントを着実に推進します。

354 **広域行政の推進・関係諸機関との連携**

355 (1) 交通・環境・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、件
356 や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。

357 (2) 地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域で
358 の協力体制整備に努めます。

359

360 **防災・減災**

361 **現状・課題**

362 市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を
363 持つ本市においては、多くの歴史的文化的資源や豊かな歴史的文化的環境を、いかに災害か
364 ら守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光
365 地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、帰宅困難者対策など災害時の対応
366 が課題となっています。

367 東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められていますが、
368 沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。さらに近年で
369 は、異常気象に伴う、ゲリラ豪雨等による浸水・がけ崩れなどの被害も想定されます。

370 こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害
371 時の被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強いしなやかなまちづくりを進め
372 る必要があります。

373 災害に強いしなやかなまちづくりに向けて、主に次のような課題があります。

374 大規模な地震被害や深刻な津波被害が想定されることから、災害に強い強靱 (レジリ
375 エンス) なまちづくりが必要です。

376 公共施設の老朽化やハザードマップ等に応じた避難所の見直しを行うとともに、防災
377 施設整備などのハード面からの防災対応だけでなく、徹底した防災教育等のソフト面

378 を充実し、市民力・地域力による取組をより一層高めていくことが必要です。
379 大規模災害の発生時においては、さまざまな環境や状況のもとにある市民や市職員等
380 に対して、適時、的確な情報を迅速かつ確実に伝えることがきわめて重要です。
381 広域で甚大な災害が発生した場合には、災害応急対策全般にわたる広域応援が求めら
382 れます。
383 災害時にはボランティアを受け入れるだけでなく、国や県、他の自治体からの応援
384 などや支援物資などを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行える「受援力」を高め
385 ることが必要です。
386 さらに、少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社
387 会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されています。
388 災害時には、性別、年齢、障害の有無などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子ども
389 いる家族などへの配慮が必要となっており、有事には、災害時要支援者を含む災害弱
390 者をだれも取り残さないよう日頃から見守る体制が必要です。
391 自助・共助を進めるためには、これらを支えたり促したりする仕組みが必要であり、
392 自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での
393 備蓄、地震保険等への加入の促進など、自助を促すための取組や、自主防災組織、N
394 GO、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組を進め
395 る必要があります。
396 大規模災害では、火災や水害・土砂災害などをはじめとする二次災害が引き起こされ
397 る可能性があり、施設の点検、応急措置、環境モニタリング等が必要となります。
398 津波等により大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、その処理対策や被
399 災建築物等の解体・撤去等が円滑に行えるよう、所有者等との緊急的な承諾処置、公
400 費による解体・処理の是非などの検討が必要です。
401 災害時においては、行政だけによる対応には限界があるため、企業の実力や保有資源
402 の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められており、災害応急対策や災害復
403 旧に関して、平時から行政と企業との連携が必要です。
404 市民、来訪者等への情報提供をはじめ、防災・減災の分野でもICT等の新たなテク
405 ノロジーの利活用が必要です。

406

407 計画の推進に向けた考え方

408 防災力の向上に向けた取組及び連携

409 (1) 防災の基本方針

410 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する
411 「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失わ
412 れないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対
413 策を組み合わせ、災害に備え、強靱(レジリエンス)なまちづくりを進めていきます。

414 (2) 各主体相互の協調

415 地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他防災関係機関が自ら
416 の責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や
417 県の支援も重要です。

418 (3) 対策の総合的な展開

419 長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図
420 ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応し
421 た応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復
422 旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開していきます。

423 (4) 防災に関する諸対策の推進

424 防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と最も密着
425 した市の役割が大きいことから、本市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県
426 との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災
427 性の向上に努めます。

428 (5) 地域の連携

429 災害発生時には、市民、地域の主体的な取組と本市の防災力が一体となった対応を
430 図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひ
431 とりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認
432 識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を
433 行うとともに、災害発生時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の災害時
434 要援護者等の救助、避難所における自発的行動、自主防災組織、消防団、企業、ボラ
435 ンティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

436 (6) 広域的な連携等

437 消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、
438 応援体制を活用するなど、防災活動を機動的に推進することが重要です。本市は、広
439 域的な応援を受けることが必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和36年法
440 律第223号）などの関係法令及び相互応援協定により、国、県、他市町村等に対して
441 協力・支援を求めます。また、企業やNPOなどとの連携強化とともに、災害時に応
442 援職員やボランティア、支援物資などを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行える
443 「受援力」の養成も行っています。

444 (7) 関係機関との連携・調整

445 平常時では鎌倉市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、地域防災計画
446 の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りな
447 がら、災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を行います。

448 **災害弱者の視点を踏まえた取組**

449 被災時における性別、年齢、障害の有無などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子どもの

450 いる家族等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努め
451 るとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する
452 など、男女共同参画の視点を意識した地域防災計画の推進に努めます。また、平常時から
453 地域において、災害時要支援者等を把握するなど、災害弱者を支援する体制を整備します。

454 **鎌倉市業務継続計画(BCP)の運用**

455 本市では、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、市
456 民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行し
457 ていくための体制を整備し、地震災害時における鎌倉市業務継続計画(BCP)の運用に
458 努めます。

459 **災害時のICTの利活用**

460 被災時に市民及び来訪者が迅速かつ適確な情報を収集できるよう、ICT等の新たな
461 テクノロジーを活用した環境づくりに努めます。

462

463 **歴史的遺産と共生するまちづくり**

464 **現状と課題**

465 鎌倉市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉
466 の持つこうした魅力は、先人達のたゆまない努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞
467 われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値
468 ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要がありま
469 す。

470 平成4(1992)年、「古都鎌倉の社寺ほか」が、国(文化庁)により、今後登録推薦して
471 いく物件を示す「暫定リスト」の中に記載され、ユネスコに提出されました。これをきっか
472 けに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、未永く、確実に保全していくことを重要な取組と位
473 置付け、世界遺産登録をめざすこととし、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市(4区市)で、
474 連携を図りながら取組を進めてきましたが、平成25年(2013年)にイコモスからの「不記
475 載」の勧告が出され、これを受け、世界遺産登録にとともに取り組む4区市で協議を行い、取
476 下げの以降を国に伝え、同年6月に推薦書が取り下げられました。現在、改めて、再推薦に
477 向けた準備を4区市で進めるとともに、社寺などの関係者とも連携し、市民意識のさらなる
478 醸成に努めているところです。

479 一方、本市では、これと平行して「歴史的遺産と共生するまちづくり」に向け、「鎌倉市
480 歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組み、平成28年1月に国から認定を受けました。
481 さらに、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定作業を通して、日本遺産認定に向けてのスト
482 ーリー作成の目途が立ったことから、登録申請を行い、平成28年(2016)4月に「日本遺
483 産(Japan Heritage)」として認定されました。認定を受けた『いざ、鎌倉』~歴史と文化
484 が描くモザイク画のまちへ~のストーリーを、国内外へ発信し、歴史的遺産の保全ととも
485 に、地域の活性化に取り組んでいます。今後は、歴史的遺産の保全とともに、観光と市民生活

486 の両立や「人」優先の交通環境の実現などの取組がより強く求められます。

487 本市では、これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとと
488 もに、その文化の保存・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今
489 後は、さらに鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育み
490 ながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを
491 進めていく必要があります。

492

493 計画の推進に向けた考え方

494 鎌倉の魅力や価値の共有

495 鎌倉の歴史的遺産は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)や古都保存法などの各種
496 法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事
497 業者・行政が一丸となって、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組
498 を進めることが求められます。そのためには、まず、市内の小・中学校をはじめとする教
499 育機関等との連携による学ぶ機会の充実のほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供する
500 ことなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守
501 り、後世に伝えることにつなげていきます。

502 「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

503 (1) 歴史的遺産の保全

504 史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の発掘調査や保存修理
505 を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづく
506 りの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかとい
507 う課題についても検討を進めます。

508 (2) 景観向上の促進

509 古都保存法や景観法(平成16年法律第110号)などの法制度だけでなく、条例そ
510 の他さまざまな手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観向上に努めます。

511 (3) 「人」優先の交通環境の実現

512 パーク&ライドなど、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機
513 関への利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併
514 せて、関係機関等と連携を図りながら道路整備を進め、歩行空間の改善に向けた検討
515 を進めます。

516 (4) 防災対策の推進

517 防潮堤、防潮扉などの海岸保全施設の整備に向けた取組や、津波避難路の整備など、
518 市民・観光客等の安全対策を進めます。

519 (5) 観光と市民生活の両立

520 観光と市民生活の二面性を両立させ、歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづく
521 り、人づくりによって市民や観光客が豊かな生活・観光を享受できるように努めます。

522 (6) 環境美化の促進

523 散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、まち美化の取組を進めます。

524 **世界遺産登録の推進**

525 鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録
526 があります。世界遺産のあるまちをめざし、新たなコンセプトの検討を進め、再推薦に向
527 けた準備を進めるとともに、社寺等の関係機関と連携を図りながら、市民意識の啓発に努
528 めます。